



ひとりひとりの 安心・自信・自由を

私たちが、秋葉原の地に「法律事務所たいとう」を開設してから、早いもので5年が経ちました。

事務所出発の地として秋葉原を選んだ理由は、都内をはじめ千葉・埼玉・神奈川など首都圏とのアクセスが良かったこと。実際、この5年で各弁護士の活動の場も増え、秋葉原を中継地点として連携の輪を広げていくことができました。

また、事務所名の「たいとう」は、開設時のメンバーが台東区で培ってきたご縁を大事にしたいという思いのほか、私たちが依頼者や支援者の方々の「対等」なパートナーでありたい、という思いを込めたものでした。事務所名を名乗るとき、常に、私たちは、「たいとう」の名に恥じない活動ができるか、専門家としてのおごりはないか、振り返り自戒をしています。

東京都では、昨年10月1日から「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。ここでいう「障害者」とは、「身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。この都条例は、「障害の社会モデル」すなわち「障害者が日常生活又は社会生活において受けける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものである」という考え方を基礎としています。さらに、都条例は、東京都内の事業者(当事務所もそうです)に対して、社会的障壁を除去するのに必要かつ合理的な配慮をするよう、義務付けました。

「しうがい」といっても、種類はもちろん程度も様々で、求めている支援の形も一人ひとり違います。都条例を踏まえて、しうがい当事者の方と合理的配慮について意見交換をした際には、何に困っているのか、どのような支援が必要なのか、相互理解のためにも積極的に聞いてほ

しい、という提案がありました。

しかし、あらためて考えると、しうがいの有無にかかわらず、それの方の人生歴や価値観、置かれている状況などによって、求めている支援が違うのは当然のことです。

私たちが、トラブルに直面した方の支援を考えるとき、おひとりおひとりの方について、どのような支援が必要なのか、今後の人生をどのような形にしていきたいのか、対等なパートナーとして一緒に考えるという姿勢を忘れないようにしていきたいと思います。

そして、私たちが設立5年を祝うことができるのも、私たちを支え、頼りにしてくださる、皆様のおかげです。これからも、どうぞよろしくお願いたします。

2019年 盛夏

弁護士 清水 洋
弁護士 佐藤 香代
弁護士 生駒 真菜
弁護士 吉川 由里
弁護士 上柳 和貴

つながる
ひろがる

NPOヒーライトねっと
社会福祉法人ひらいルミナル
理事長 河野 文美さん



「その人を支えるためには、その人をとりまく環境にも働きかけることが大切」

精神科病院などの勤務経験を経て、平成17年に、北海道から江戸川区にやってきました。精神から地域生活への懸け橋となる、(退院後一人暮らし実現までの生活を支える)通過型グループもう一つの大切な取り組みが、障がいがあっても暮らしやすい地域づくり。この度、長年の夢であった、当事者と地域をつなぐ事業、「地域活動支援センターI型」を実現するために社会福祉法人を設立しました。



法律相談のご案内

法律相談料 60分 5,400円(税込)
その後、30分延長につき、3,240円(税込)

*まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。
*夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。
*法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)
FAX 03-5829-4653

平日 午前9:30~午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com

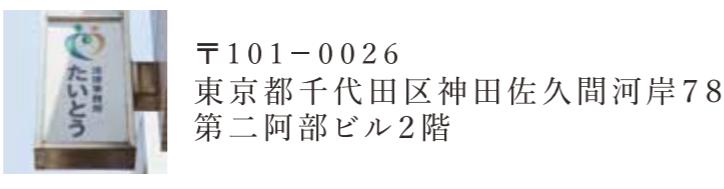
HP http://www.lo-taito.com

*HPからもご相談の予約を受け付けております。

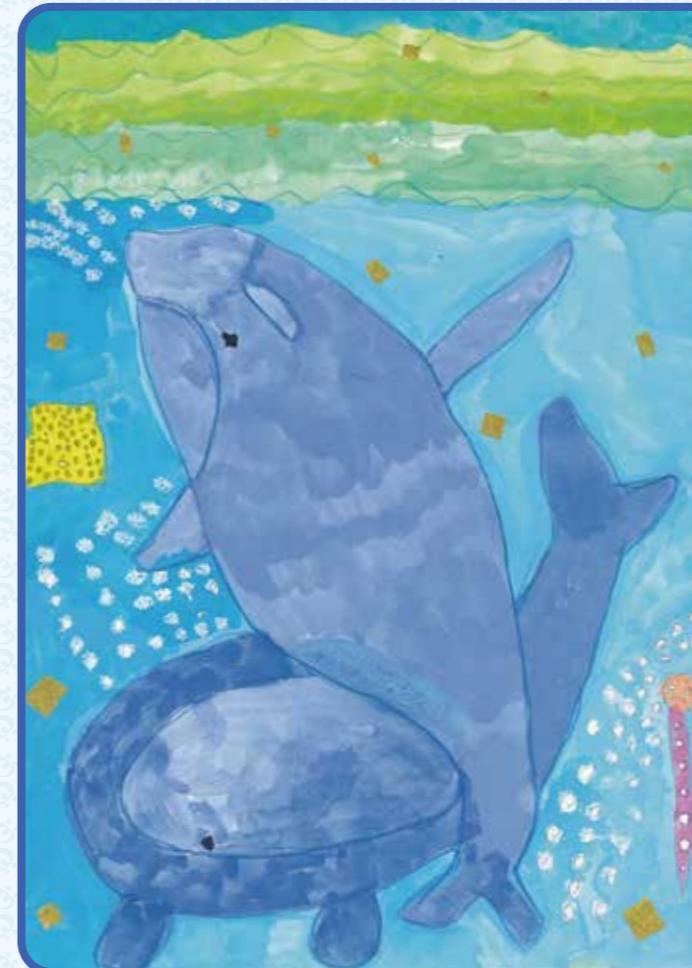
*ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ですがございますが、お電話にてご連絡ください。



*JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意下さい。



- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より…徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より…徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より…徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より…徒歩10分



発行 法律事務所たいとう 2019年07月30日

法律事務所 たいとう
LAW OFFICE TAITO

ニュースレター
vol.10

CONTENTS

- > ~ひとりひとりの安心・自信・自由を ~
- > つながる・ひろがる~ 河野 文美さん ~
- > たいとうよろず情報局
~なぜ、今、スクールロイヤーなのか~
- > たいとう弁護士だより
- > プラスおびにおん
~ ますます傾斜する対米従属外交 ~
- > 事務局つうしん

今号の表紙絵の作者:青谷 香織さん

グループホームで生活をしながら、ヘルパー3級を取得して、ヘルパーとしても頑張っています。趣味は絵画。2回目の掲載です。

OPEN

なぜ、今、スクールロイヤーなのか

◆「スクールロイヤー」が求められる背景

今、学校現場では、教職員は多忙な業務に追われ、子どもたちの抱える課題も多様化しています。また、いじめ防止対策推進法や障害者差別解消法、個人情報保護法など、学校を取り巻く法律も整備され、学校現場における法令遵守の重要性が指摘されるようになりました。さらに、学校に対する保護者の期待や要求も高まる傾向にあり、教職員の疲弊の原因の一つとして、保護者対応の困難さが挙げられています。

こうした中で、野田市の重大虐待事件の発生と、それに関連した教育委員会の不適切な対応の発覚を受けて、文科省も虐待防止のためにスクールロイヤー（学校の相談役としての弁護士）の配置に言及し、各地でスクールロイヤー配置の動きが加速しています。

◆「問題のある親」を排除すれば、子どもは救われる？

にわかに注目された「スクールロイヤー」ですが、「そもそも、誰のためにどのような活動をする弁護士なのか？」その果たすべき役割について、十分な議論がされているとは言えません。

特に、義務教育である公立小・中学校では、どれほど親と学校が激しく対立したとしても、子どもたちには学校での学びの機会が保障されなければなりません。にもかかわらず、スクールロイヤーが学校の用心棒のように振舞えば、渦中の子どもの居場所はますますなくなってしまう恐れもあります。



ますます傾斜する対米従属外交

日本で初めてのG20を前に、トランプ大統領がまた吠えた。「米国第一主義」を掲げる中で、「アメリカが攻撃されても日本は我々を助ける必要はない」日米安全保障条約が不公平だという。アメリカ世界戦略の核とした浮沈空母といわれる日本の基地提供、それに米軍駐留経費年間2千億円などの「思いやり予算」、沖縄県民の声を無視しても2兆5千億円をかけ強行している辺野古新基地建設、1機150億円もの攻撃用戦闘機を大量購入したばかりもある。核軍縮条約の締結も米国の顔色を見ながら反対をしている。3カ月連続の首脳会談が「強固な日米同盟の証」とのマスコミ論調もあるなかで、貿易交渉に絡めたトランプ攻撃に、果たして、今度はどんなお土産を隠し渡そうとしているのか、安倍政権の止めどなき対米偏向の外交政策を恐れる…

十
お
び
に
お
ん

たいとうよろず情報局



なぜ、今、スクールロイヤーなのか

◆「スクールロイヤー」が求められる背景

子どもの学びと育ちを支える学校現場に携わる以上、スクールロイヤーもまた、子どもの健全な成長発達を支える仲間でありたいものです。では、一体、どのようななかかわり方を目指せばよいのでしょうか。

◆スクールロイヤーは、子どものために何をすべきか

2019年3月6日に、東京弁護士会主催シンポジウム「今、学校が大変!?～スクールロイヤーは子どもたちのために何ができるか～」が開催され、以下のようなことが示されました。

大半の保護者は学校運営に協力的であり、訴えがあった場合でも、学校側に反省すべき点があることが多い、安易に「モンスター・ペアレント」となどと扱うことはできません。ただし、ごく一部、現場での対応が困難を極めるケースがあり、その一部のケース対応に現場が振り回され、疲弊している状況があります。

こうした状況の中で、法的な視点から、学校がすべきこと、断ってもよいことの見極めが示されるだけでも、現場は安心感を取り戻すことができます。

他方、学校は、子どもの成長発達を守る場であり、学校と子ども・保護者との関係が長期間継続する以上、信頼関係を決定的に壊すような対応は避けて、関係調整を目指し続ける必要があります。また、学校現場は、1対1の関係のみならず、1対複数、複数対複数の複雑な関係性があり、一人の視点だけからものを見ても、本当に良い解決の姿が見えてきません。

スクールロイヤーには、学校を取り巻く法律の知識のみならず、教育現場の特性をも理解し、子どもの育ちを共に守る視点から、調整的な解決策を検討し、提示する力が求められているといえます。

— 弁護士 佐藤 香代

事務局 つうしん

夏休み、ソウルに行きます。
が、冷え込んでいる日韓関係。いつも傍で「こんな難しい事件どうなるの?」と思って見ていたり、時間をかけ、いろいろな努力の末に事件が解決していくように、両国が最大限尊重された和解ができる事を願っています。

真木内桃子

所属弁護士がお届けする

たいとう弁護士だより

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人？

普段はなかなか見られない個性がチラリと垣間見えるコーナーです。



「疑わしきは被告人の利益に」
を考える

弁護士 清水 洋一郎

40年前に起きた鹿児島の大崎事件。最高裁が、1審、2審の再審開始決定を取消した。捜査段階から殺人を一貫否認してきた原口さん。出所後の90年に再審請求を始め、3度目の申立てで検察に手持ち証拠を開示させ、法医学鑑定で有罪証拠の柱であった親族の供述の信用性を争い、狭い再審の門をこじ開けた。29年間再審に取組んできた弁護団の落胆、怒りの姿に、少年冤罪草加事件での東京高裁・逆転「有罪」の悪夢を想起した。

「一緒に闘っていきましょう。」と、原口さんに寄り添う弁護団に心からの敬意と声援を送りたい。



「求めよ、さらば与えられん？」

弁護士 佐藤 香代

2004年10月に弁護士登録をして、早15年を迎えます。母親が小・中学校の養護教諭であった影響から、「弁護士になつたら、心ある教師を支えることを通じて、子どもたちの学びと育ちを支えたい」と夢見て、大先輩の導きの下、弁護士1年目にして「Q&A学校事故対策マニュアル」（2005年明石書店）の執筆に携わりました。

あれから15年。スクールロイヤー制度導入を検討する自治体は急増し、もはや、昔の夢は切実な現実の一部です。この15年で学んだ価値観や技術、その真価が問われる思いです。



湿度の高さにもご注意を

弁護士 生駒 真菜

先日、地域包括支援センターの「高齢者見守りネットワーク・地区連絡会」に出席しました。今回のテーマは、熱中症と見守りの工夫。気温が30度以下でも湿度が高いと熱中症になることがあるそうです。グループワークでは、冷房を嫌がる方への対応として、まず、なぜ嫌なのか（使い慣れていないのか、電気代が気になるのか…等）を確認することから始めよう、という意見が出ました。

今年の夏は、涼しめのようですが、蒸し暑くなるとの予報もあります。皆様、お気をつけてお過ごしください。



子どもの意見表明権

弁護士 吉川 由里

先日、カリヨン子どもセンターの「子どもシェルター」で私が以前「子ども担当弁護士」をした元・子どもさんと、取材を受けました。親の虐待から逃げて来たその人は、「カリヨンに来るまで、大人は誰も話を聞いてくれなかった」と話しました。何年も経つのに、その人は、カリヨンで「自分で決めるんだよって言われた」と、はっきり覚えていました。

今年は、子どもの意見表明権が明記されている「子どもの権利条約」採択30周年の年です。カリヨンは設立15周年。子どもたちのためにできることは、まだまだあります。



今年こそ食欲の秋よりもスポーツの秋

弁護士 上柳 和貴

最近、先輩弁護士から声を掛けいただいて、月1回程フットサルに参加しています。久々の運動に毎回息切れしています…。

さて、事務所の秋企画は、日中友好の会の方との太極拳。先日、体験させていただきましたが、深い呼吸をしながら、ゆったりと体を動かすことができ、とても気持ちが良かったです（おそらく息切れの心配はないです）。ぜひ一緒に体を動かしましょう。餃子作りの企画も用意していますので、皆様のご参加をお待ちしております。